

最終改正:

改正内容:令和4年4月1日上下水道事業管理規程第13号 [令和4年4月1日]

○軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店規程

令和4年4月1日上下水道事業管理規程第13号

軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店規程

（趣旨）

第1条 この規程は、軽井沢町公共下水道条例（平成4年輕井沢町条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、公共下水道の排水設備等の新設等の工事を行う指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定の更新）

第3条 条例第6条第3項の指定の更新を受けようとする者は、下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の指定する期日までに、軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店（更新）申請書（様式第1号）に条例第6条の2第3項各号に掲げる書類及び条例第6条の10第1項に規定する指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を添付して、管理者に提出しなければならない。

（指定の申請）

第4条 条例第6条の2第2項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第6条の2第3項第1号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

（指定工事店証の様式）

第5条 指定工事店証は、様式第3号によるものとする。

（指定工事店証の書換え交付申請）

第6条 指定工事店は、指定工事店証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書（様式第4号）に変更の事実を証する書類及び指定工事店証を添付して、管理者に提出し、指定工事店証の書換え交付を受けなければならない。

（指定工事店証の再交付申請）

第7条 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第5号）に住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）及び指定工事店証（指定工事店証を紛失した場合を除く。）を添付して、管理者に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。

（遵守事項）

第8条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- （2）工事は、適正な工事費で施行すること。
- （3）工事契約は、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- （4）工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- （5）自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- （6）工事は、条例第5条第1項又は第2項の管理者の確認を受けた後に着手すること。
- （7）工事は、責任技術者の技術上の監理下においてでなければ設計し、及び施行しないこと。
- （8）工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- （9）災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

（変更の届出）

第9条 条例第6条の12の管理者が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）指定工事店の名称若しくは所在地又は法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）法人にあっては、その役員の氏名
- （3）専属する責任技術者の氏名

2 条例第6条の12の規定による変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店変更届出書（様式第6号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- （1）前項第1号に掲げる事項の変更の場合 住民票の写し及び指定工事店証（法人にあっては、定款及び登記事項証明書並びに指定工事店証）
- （2）前項第2号に掲げる事項の変更の場合 登記事項証明書及び条例第6条の2第3項第1号に掲げる書類
- （3）前項第3号に掲げる事項の変更の場合 条例第6条の2第3項第4号に規定する責任技術者証の写し

（廃止等の届出）

第10条 条例第6条の12の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、当該事業の廃止、休止又は再開後、直ちに軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止の届出をするときは、指定工事店証を添付して提出しなければならない。

（公示）

第11条 管理者は、条例第6条の3第2項(条例第6条の13第2項において準用する場合を含む。)の措置をとるとき及び次の各号のいずれかに掲げるときは、これを公示するものとする。

- (1) 条例第6条第3項の指定の更新を受けなかったとき。
 - (2) 第9条第1項第1号に掲げる事項の変更により、条例第6条の12の規定による変更の届出があったとき。
 - (3) 条例第6条の12の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- (事務連絡会)

第12条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施行等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、指定工事店に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に軽井沢町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係規則の整備に関する規則(令和4年輕井沢町規則第1号)第7条の規定による廃止前の軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店規則(平成13年輕井沢町規則第2号)の規定によってした又はすべき手続その他の行為であって、この規程に相当の規定があるものは、この規程の相当の規定によってした又はすべきものとみなす。

年 月 日

軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店（更新）申請書

軽井沢町長 様

申請者 住 所
氏 名

軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店の指定（更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営 業 所 所 在 地	
商 号 又 は 名 称	
電 話 番 号	
代 表 者 氏 名	
責 任 技 術 者 氏 名	
責任技術者登録番号	

（添付書類）

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 申請者の住民票の写し
- 3 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- 5 責任技術者証の写し
- 6 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類
- 7 指定の更新の場合は、指定工事店証
- 8 町税納税証明書

誓 約 書

軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店申請者及びその役員は、軽井沢町公共下水道条例第6条の3第1項第4号のアからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

印

軽井沢町長 様

軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店証

年 月 日

軽井沢町長

下記の者を、軽井沢町公共下水道条例第6条の3第1項の規定により、軽井沢町公共
下水道排水設備指定工事店として指定する。

指 定 (登 録) 番 号	第 号
指 定 工 事 店 名 (商号) 及び所在地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

軽井沢町長 様

申 請 者	指定（登録）番号	第 号
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 及 び 所 在 地	電話番号
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
	変更の内容及び理由	

- (添付書類) 1 変更の事実を証する書類
2 指定工事店証(指定工事店変更届出書に添付した場合は不要)

様式第5号(第7条関係)
軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者	指 定(登 録) 番 号	第 号
	ふ り が な 指 定 工 事 店 名 及 び 所 在 地	電話番号
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
理 由		

- (添付書類)
- 1 住民票の写し(個人)
 - 2 定款及び登記事項証明書(法人)
 - 3 毀損した場合は指定工事店証

軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店変更届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

指定（登録）番号 第 号
指定工事店名
代表者氏名

異 動 事 項	新	旧
ふ り が な 指 定 工 事 店 名		
(添付書類) 1 定款及び登記事項証明書（法人） 2 指定工事店証		
指定工事店所在地		
電 話 番 号		
(添付書類) 1 住民票の写し（個人） 2 定款及び登記事項証明書（法人） 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 4 指定工事店証		
ふ り が な 代 表 者 氏 名		
(添付書類) 1 定款及び登記事項証明書（法人） 2 指定工事店証		
役 員	変 更 有 ・ 無	
(添付書類) 1 登記事項証明書 2 誓約書（様式第2号）		
責任技術者氏名		
(添付書類) 責任技術者証		

軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

届出者

公共下水道の排水設備工事の事業を廃止（休止・再開）したので、軽井沢町公共下水道条例第6条の12の規定により、届け出ます。

ふ り が な 指 定 工 事 店 名	
指定工事店所在地	
ふ り が な 代 表 者 の 氏 名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

(添付書類) 指定工事店証（廃止の場合に限る。）
